

## 平成 25 年度第 6 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 25 年 10 月 28 日（月）13 時 32 分～16 時 28 分		場所	佐倉市役所本庁 3 階会議室
出席者	懇話会委員：浅田委員、宇田川委員、神委員、高橋委員、武藤委員（委員長）、目等委員（副委員長）、吉村委員 <span style="float: right;">（五十音順）</span>			
	事務局	福山企画政策部部长、井坂企画政策課長、大槻副主幹、上野主査、舎人主査、平岡主査補		
	その他			
内 容				
<p><b>議事</b> 平成 25 年度施策評価に関する意見について</p> <p>（委員長） 第 3 回から第 5 回まで 3 回にわたり部局との意見交換を行い、今年度、当懇話会が検討対象として選択した各施策について、理解を深めてきた。本日からこれまでの部局との意見交換を踏まえて、各委員から意見をいただき、今後の意見書作成につなげていく。まず、事務局から本日の資料の確認と説明を願いたい。</p> <p>（事務局） 今までの意見交換及び議論をまとめたものとして、資料 2 議論整理表を作成した。最終的には資料中の【意見書への要素】が、意見書につながることになるので、空欄となっている部分について、補足や新たな視点でのご意見があればお願いしたい。また、施策の具体的手段である個別の事業についても、評価や方向性、よりよい手段について意見があればお願いしたい。</p> <p>（委員長） 進行は基本施策ごととする。また、今回の資料にとらわれず、意見書につながる意見があれば発言願いたい。なお、改めて当懇話会の視点について確認をすると、</p> <p>1 点目は「適正な評価が行われているか」 2 点目は「基本施策、事業をあらわす指標はこれでいいのか。また目標値はこれでいいのか」 3 点目は「今後の方向性や方針が施策の方向性と一致しているか」 4 点目は「施策を推進するにあたり、他の事業や方法はないか、事業の実施にあたり手段の見直しを行うことができないか」などである。では、まず事務局から資料説明を受けたうえで、議論を始めたい。</p> <p>（事務局） 資料 2 議論整理表 1 頁目 2 章 市民部 防災防犯課 基本施策 5「防災体制が整備されたまちにします」から始めたい。資料中、【意見交換内容】欄に今までの意見交換内容をまとめ、【意見書（案）への要素】欄に意見書に反映されと思われる要素を箇条書きした。参考資料として昨年度意見書もお配りした。7 頁を参照されたい。「イ. 今後の方向性・期待すること」欄に反映される意見要素を【意見書（案）への要素】欄に反映していただくのが本日の趣旨である。</p> <p>（資料 2 議論整理表【意見交換内容】欄及び【意見書（案）への要素】欄読み上げ）</p> <p>（委員長） この部分は充実し、小見出しも適切かと思う。委員の意見をお願いします。ではまず私から申し上げる。</p> <p>2 頁、【災害対策本部や避難所の早期設置】については、今回の台風 26 号にあたり、大島町長は避難勧告を出さなかったことで大きな人的被害につながった。避難勧告を出すにあたっては、客観的な数値、雨が何ミリなどとは決まっていない。今後大島町は決めるということだが、災害対策本部の設置や避難所の開設、避難勧告を行うための客観的な判断基準を考えるべき、作るべきではないかという項目を入れたらどうか。また、これらのことについて現在、客観的な基準は決められているか。</p> <p>（事務局）</p>				

災害対策本部については、気象庁の警報に基づいて開設している。

(委員長)

気象庁の警報も佐倉市内のどの地区かまでは出ていない。市内でも低い地域、水が出やすい地域などが点在しているため、佐倉市の中のどの地区での避難が必要だといった指定や勧告が必要ではないか。

(目等委員)

前回の台風 26 号を受けて、今回の台風 27 号では、26 号で冠水等した地域、JR 佐倉駅周辺などには事前に防災無線で伝達はされていた。

(事務局)

市では過去に水害のあった高崎川の危険水域のデータを持っており、それを超えたら避難勧告などを出している。台風 26 号でも避難指示を出した。ただ、一時に急激に降った場合などは勧告等が間に合わない場合もあるので、27 号では前日の午後 4 時に避難準備情報を出したという経緯がある。

(企画政策部長)

高崎川周辺では過去の水害から具体的なデータを持っている。それ以外の地域は今後の課題である。27 号では早めの準備ができた。災害に対しては、早めに手立てをとることが重要だと考える。

(委員長)

大島町での台風 26 号の被害は、予測の問題も大きいと思うが、暗くなってからの避難が危ないということで避難指示を出さなかったという原因もある。早めに避難勧告を出した結果空振りということもある。佐倉市ではかなり細かく対応しているということなら、意見書は出さなくてもよいか。

(宇田川委員)

台風 26 号の際、臼井田の印旛沼排水路周辺で 1m 以上の冠水があった。今回、市が当初の避難所として用意されていた臼井小だけでなく、自治会と連携を取って老人憩の家うすい荘を臨機応変に臨時避難所としたことはよかった。ここでは、うすい荘を指定管理で受託している自治会が、一時避難所としてもいいと名乗りを上げて、地域の方が 11 人くらいの避難されたご家族を 3 泊 4 日お世話し、自治会の人も炊き出しを行い、社会福祉協議会もフードバンクで対応するなどした。

(企画政策部長)

今回は急な増水だったので、本来の一時避難所ではなく、近隣で対応したと報告を受けている。

(宇田川委員)

地域で対応した、共助・公助のいい事例となると思う。

(委員長)

良かった事例を記録することは大いにいいので、ぜひ意見書に折り込みたい。

(高橋委員)

早めの対策が「望ましい」ではなく「必要だ」と、一層充実させるように強調してもらいたい。

(委員長)

「不可欠だ」と。

(高橋委員)

各課連携するシステムをぜひ佐倉市も取ってほしい。災害対策は後回しになることが多い。災害が起こってからそれを教訓とするのではなく、事前に備える体制を明示してほしい。

(委員長)

ハザードマップはできていると思うが水害中心だろう。土砂崩れが起きそうなところはあるか。

(事務局)

千葉県が作成したものはある。佐倉市内、個人宅も含め 200 か所程度あると聞いているが、どこが崩れるかは分からない。

(宇田川委員)

災害が発生した時に対策本部が開かれるのではなく、日頃から目に見えるような取り組みや訓練を行い、組織的に市全体として準備しているか。

(企画政策部長)

市では水害対策と災害対策で別に配備を組んでいる。一般に想定される避難所開設等は災害配備のほうだが、風水害が起こった場合は水防と同時に 2 次配備体制を取る。その後、重篤化した際に逐次 3

次～5次までの体制を敷いている。

(事務局)

また、それとは別に年に1～2回、消防団との顔合わせも行うほか、各持ち場で現場を確認し、動作確認等の資機材点検をしている。

(委員長)

地震も含めた災害時の初動態勢で重要だと思われるのは、自治会・町内会などの応援ではないか。自助・共助の部分を強調するような書き方はできないだろうか。

(宇田川委員)

見方によっては行政が逃げていると受け取られるおそれもあるが、これは必要な要素なので、表現を工夫して、残すようにしたい。

(事務局)

ぜひ、この委員会ならではの意見をお願いしたい。

(委員長)

この部分については委員会で推敲するか。部分的にここは誰かが書くというのでもいいが。

(目等委員)

この委員会で言えることは推測して書いてくれても構わない。

(事務局)

要素さえいただければこちらでまとめることはできる。

(目等委員)

2頁【防災対策手段の見直し】の要素が薄い。現在と震災時は状況が異なる。また、震災前と後でも認識は異なっている。防災啓発活動の場としてミレニアムセンター内に災害体験ができるところがあるが、来館者、利用者が減っている。担当課からの説明では、起震車両が故障したからということもあったが、大きな地震は先の震災で体験している。以前の意見交換時にも出た話だが、人寄せの防災訓練や防災施設は見直ししてはどうか。ミレニアムセンターは耐震化された施設であり、もっと現状に即した利用ができるものとしてはどうか。ハザードマップなど、防災の発信地として、あるいはまったく見直しをして、もっと違う角度で利用できるように考えてはどうか。自分が利用した際、ホール入口から建物入口を見ても入ってくる利用者がいない。施設について見直す時期に来ているのではないかという要素も入れたい。

(高橋委員)

1頁【避難所の初動体制】部分について、初動の対応は自治会自主防災組織など地域に住んでいる人が避難誘導を行うなどとし、「市の職員がいなくても」という部分は削除してはどうか。

(宇田川委員)

初動体制は市の職員もするべきであり、それを踏まえたうえで、市職員が来られない場合は自治会や自主防災組織による自助・共助が発生するものではないか。

(委員長)

市の職員は何を置いても集まるのが前提だろう。

(高橋委員)

では、「市職員のみならず、初動の対応では」との表現ではどうか。

(神委員)

東日本では市の職員もなかなか来られなかったと聞いている。

(委員長)

それは阪神大震災ではないか。阪神大震災は早朝で倒壊家屋が多かったため、市職員が来られないところも出た。

(宇田川委員)

自主防災組織も自宅や周辺の確認もあり、すぐに駆けつけられるかどうかは分からない。根底は行政の業務であろう。

(高橋委員)

私は市と市民が同時に動くべきという考えかたを啓発したい。初動で市も動くが、同時に防災組織も

動いてくださいという発想のほうが効果的ではないか。

(委員長)

宇田川委員の意見も理解できるが、行政が行うべき業務もある。

(宇田川委員)

自治会や自主防災組織でも実際に動けるところはいくつあるか。体制を作るためには文書だけでなく日頃の現実的な啓発が必要だ。

(高橋委員)

最初から市が対応すると言ってしまうと市民側が動かなくなってしまうのではないか。

(宇田川委員)

システム作りはあくまでも市のほうで行い、市民側も自助・共助を行うという考え方が妥当だろう。

(高橋委員)

その考えに対しては同感である。それらを少しずつ育てていかなければならない。

(委員長)

地域の中で、災害時に動ける人を育成するという視点も必要だろう。

(神委員)

防災意識を育てるということでは、目等委員の意見にあった、防災啓発センターを育成機関とする考え方もあるのではないか。

(浅田委員)

自主防災組織による訓練の中で、市が具体的に指導するなど、意識づくりだけでなく踏み込んだ記述も提言書に入れるべきではないか。その他、災害対策マニュアルや災害が起こった際のシミュレーションなども必要だ。温暖化により、雨台風は今後も多いことが予測されている。きめ細かい対策を取り続けることが必要である。

(委員長)

資料の中で、「費用効果の高い防災対策」とある。防災無線はコストとしては高いものだが、この視点で測ると変な方向になってしまうのではないか。防災無線が届かない危険地帯があるのならばそこを最優先に対応しなければならない。危険な地域にピンポイントで届くような情報伝達手段を緊急に対策する必要があるのではないか。

(吉村委員)

防災無線整備率 57%という現実、100%を目指すなら低いと感じられる。成果指標がこのままでいいのか。整備スケジュールは妥当か。あるいは他の手段はないか。自主防災組織の組織率 50%については、100%を目指して何年間で行うかというスケジュールを盛り込んではどうか。

(宇田川委員)

防災無線の整備も自主防災組織も整備率や組織率といったパーセンテージを指標としている。基本的に市民に公平にというなら 100%を目指すべきだろう。ただ自主防災組織を活用といっても、50%しか達成しえないのが現実である。私は、それぞれの成果が 100%となるまでの間、防災ラジオが防災無線などの補完となりうるのではないかと思う。

(委員長)

このような具体的な意見も盛り込んでいきたい。

(神委員)

資料中、【要援護者の把握】とあるが、「要援護者」とすると、入らない方が出てくる。別の部分に「災害時の要支援者（障害者、高齢者、幼児等）」とあるが、この括弧書きの中に含まれる部分を外に出し、「障害者、高齢者、幼児等の援護を必要とする方」との表記にされることを希望する。

(事務局)

基本施策 6 「安全に暮らせるまちにします」【防犯・交通安全】

(資料 2 議論整理表【意見交換内容】欄及び【意見書(案)への要素】欄読み上げ)

次はこの部分に関する意見をお願いしたい。

(委員長)

資料にある、住生活基本計画とはどのようなものか、改めて伺いたい。

(企画政策部長)

国及び県がそれぞれ定める、住環境を中心とした住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画であり、現在、市も策定中である。

(事務局)

国土交通省所管の計画で、従来の戸数などのインフラだけでなく、都市としての環境を切り口にしたものであり、この中に空き家問題等も含まれている。

(宇田川委員)

防犯パトロール未実施地区について伺いたい。これは青パトだけでなく、歩きによる見回りなど含めたものか。

(事務局)

すべて含めたものだがこの解釈でよかったか。

(宇田川委員)

自分たちもそのような把握はしているが、地区によって青パトのみというところや、逆に徒歩のみというところもある。これらのばらつきをどう捉えるか。

(委員長)

防犯パトロールについては、未実施地区すべて実施しなければならないというものではなく、やらなくていいところもある。問題なのは、実施しなくてはならないのにできていないところだ。また、今後は空き巣の地点なども把握し、犯罪発生率とパトロール実施/未実施地区とを地区別に同一地図に落とせば見えてくるものがあるのではないか。

(宇田川委員)

具体的には、自治会の地域ごとの防犯調査となるだろうか。

(事務局)

各自治会の状況は、資機材の貸与しか把握していない。それが使われているかはまた別である。

(委員長)

そういったものも含めなければならない。

(宇田川委員)

市には、防犯ネットワークがあり、この地域はキャンペーンに出てくださいということもある。そういう意味での連携はとれている。

(委員長)

交通事故と空き巣状況をクロスした防犯ハザードマップが必要だ。事故と犯罪を地図上に落とすだけで市民啓発になる。

(宇田川委員)

現在でも、空き巣状況は回覧で出ている。

(委員長)

回覧板は自治会に入っていない人には届かない。年に1回程度は広報でも啓発すべきだ。

(高橋委員)

コンビニは全店防犯カメラをつけているだろうか。外向きにし、全市の状況を網羅してはどうか。

(神委員)

プライバシーの問題もあるので難しいだろう。

(吉村委員)

この部分の成果指標について伺いたい。交通安全移動教室参加人数が前年比マイナスなのは子どもの数が減少したからか。

(事務局)

この部分は平成22年を基準とし、算定している。参加人数がたまたま少なかったと聞いている。

(吉村委員)

各学校で行えば、参加しない子どもはなくなるのではないか。また、交通安全だけでなく、防犯全般の視点を入れてはどうか。

(委員長)

小学生全体の何割が受けているかが大切だ。2,712人が佐倉市の小学生の何パーセントかが分からない

(事務局)

平成24年で30.7%とのことである。

(宇田川委員)

私の地区ではまちづくり協議会が全児童対象に防犯教室を行っている。同様に、地域と警察と学校が連携したものとしてはどうか。

(委員長)

この部分でも地域の自助共助が重要だという要素が入ることになるだろう。

(神委員)

オレオレ詐欺は佐倉で多いのか。

(宇田川委員)

詐欺の防止について、防災無線で流しているのはいいことだと思う。移動交番が佐倉に2台配置されている。各地区の防犯パトロールの際に来てもらい、話をしてもらっている。

(事務局)

空き家についてその他意見はあるか。

(委員長)

市内にゴミ屋敷はあるか。

(事務局)

あると聞いている。

(委員長)

空き家の調査とその対応について。まず自治会と協力しながら把握し、迷惑状況をランク付けすることだが、緊急対応をどうするか。危険なものについては持ち主に取り壊しを勧告するべきだが、これができるかどうか。すぐにできるものではないだろうが、持ち主の権利を擁護しながら、地域の迷惑住居をなくしていくという仕組みが作れるか。

(高橋委員)

産廃や清掃工場など、迷惑施設はどうしたものか。

(委員長)

またそれは別の分野の問題だろう。次に、4章 産業振興部 産業振興課所管の基本施策 3「商店街が元気なまちにします」【商店街】について議論を行いたい。

(事務局)

(資料2 議論整理表【意見交換内容】欄及び【意見書(案)への要素】欄読み上げ)

(委員長)

この部分は、意見交換は行ったが、意見としてまとまっていないため、改めて議論を行いたい。私は、商店街自身が自助・共助を行うべきだと考える。先日、佐世保に行って元気な商店街を視察した。ここではよさこい祭りを行っており、最初は17団体だったものが、今では九州から集まるようになっており、そのほかでも商店街が何らかのイベントを毎月開催している。大変なことだと思うが、元気な商店街であるためにはそのくらいやらないとならないだろう。元気な商店街には元気な人がいる。そのような人がいない中で、みんなぼちぼちやっているところに外から頑張れと言っても難しい。まずは商店街の自助努力を期待したいということは入れないといけない。次に地域の人々と商店街を結びつける努力をする。何かのイベントに商店街で扱っているものを使うなど。

(宇田川委員)

商店街と自治会の連携は可能か。遠くのスーパーに行けなくなった高齢者向けに、少し高価でも地域で揃うような商店があれば利用されるようになるだろう。それを自治会が応援するような体制ができれば。今までの発想を変えて、スーパーに行けない人へ必要なものと会話を届けるために何かいいことができないか。地域に必要なものを置いて活性化してはどうかと考える。

(委員長)

商店街に魚屋がなくなったら、スーパーに行くしかない。そういったことを防ぐために空いた店舗に

魚屋を雇っている商店街もあると聞くが、現代型よろずやがコンビニといえる。

(神委員)

商店自体が自分で生き残りたいと思わないと支援しようもないが、そもそもそういう発想があるのか。商店街の人の意識はどうなのか少し疑問に思う。また、今後どうネットワークを作るかも課題だ。

(目等委員)

佐倉の商店は従来から殿様商売だった。座ってお客様を待っている。補助を行うにしても、新しいアイデアを引っ張り出す補助金にしないといけない。役所としてそういうもっていきかたをしなくてはならないといけないと思う。

(浅田委員)

佐倉の商店街は点在しているが、個別に行っているものを集約することはできないか。商店街と商工会議所は別ではなく、一緒に事業展開すべきだということを意見書に出したい。その中で、再発見を行い、それぞれの町の中だけの自己完結ではなく集客力を持たせるべきだ。

(委員長)

今後、すべての商店街が残るのは難しい。どうしても残らないといけない商店街に重点的に賦活し、それを他も真似することを研究してはどうか。今いる人だけでどうにもならないようなら、まちづくりアドバイザーを呼んで意見を出してもらったり、市として商店街研究会を作ったりしてはどうか。

(浅田委員)

佐倉のまちを総合プロデュースというつもりで。役所の職員だけでは限界がある。研究のうえ、まちを活性化するプロジェクトを打ち立てることを考えてほしい。

(宇田川委員)

ふるさとにぎわいまつりやユニーカリフェスタなどイベントの記述があるが、イベントは目的ではなく手段である。これらは意見書にはそぐわないのではないか。

(事務局)

今までいただいている意見は市への意見以外のものも含まれているが、これは市への意見書なので、その部分もご考慮いただきたい。

(目等委員)

イベント時に地域がどう関わっていくかという視点も重要である。しかし現実としては例えば秋祭り時に周辺の商店の多くが状況である。そういうところから改善できないか。

(吉村委員)

「商店街が元気なまちにします」とあるが、一つ一つのお店の声が聞こえてこない。一つ一つのお店が子供たちやお年寄りに来てもらうということはしているか。NPO と関わる機会は持っているか。

(事務局)

NPO は活動場所が欲しい。家賃のような定型的な出費を抑えたいので、商店街が門戸を開いてくれば、関わる機会が出てくるだろう。

(神委員)

それらのネットワークづくりを市が手助けすることはできないか。

(事務局)

商店街側も NPO もメリットがなければ具体化しないだろう。

(浅田委員)

商店街と NPO がコラボレーションした成功例はあるか。

(事務局)

今まで「ミニさくら」と「木ようの家」の 2 例がある。

(神委員)

事例紹介も大事だ。

(事務局)

もと薬局の店舗で行っている「ゆかりっふ」などもあり、紹介ができないこともない。

(委員長)

地域に合った仕組みを考えたらいい。自治体によっては家賃半額補助なども行っているところがあ

る。地域で方法が違うが、これまでと同じままではいけない。研究が必要だ。

(浅田委員)

成功例の研究をしてほしい。会津若松などの城下町など、歴史のあるまちとして参考になるだろう。

(高橋委員)

市内には志津地区など人数が多いところと少ない地区があるが、地区間の交流に欠けている。市外から人を呼び、集める前に、地区間の交流で市内の活性化を図ってはどうか。市長などが各地区の特徴を映像で流して、広げていくことを更に工夫されたい。神奈川県知事はインターネット広報で踊りを踊っていた。それくらいやってもいいのではないか。それに付随して商店会の自助努力が必要。そういう意識が佐倉に欲しい。

(宇田川委員)

CATV296 のふるさとチャンネルはよくできていると思う。

(目等委員)

役所の職員にアイデア募集をしているか。徳島県上勝町の「いろどり」なども職員のアイデアから出てきたと聞いている。アイデアを募集したらどうか。

(事務局)

事業提案制度があるが、主に事務の提案である。

(目等委員)

いい提案にわずかでも礼金を出すような仕組みも取り入れてはどうか。市川市には同様の施策があった。

(委員長)

基本施策 4「さまざまな企業の活動が盛んなまちにします」【企業活動】について、意見を願います。前は、あまり議論が広がらなかった部分だが、どのような意見があるか。

(事務局)

(資料 2 議論整理表【意見交換内容】欄及び【意見書(案)への要素】欄読み上げ)

(委員長)

商工会議所や連絡協議会へ意見を言うほどの理解はまだできていない。市民が親しめるような伝統工芸の普及を図られたい。組紐は帯だけでなく日常に入れられる組紐文化としての活用はあり得るのではないか。高級組紐を国宝級の人が作るだけでなく、学校など裾野を広げるようなあり方を考えられたい。

(事務局)

(7頁以降、基本施策5「企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します」、基本施策 6「雇用が安定したまちにします」【雇用】、基本施策 7「住んでよし、訪れてよしのまちにします」【観光】6章 市民部 自治人権推進課、基本施策 1「地域のまちづくり活動が盛んなまちにします」【地域コミュニティ】、基本施策 2「ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします」【市民活動】について、資料 2 議論整理表【意見交換内容】欄及び【意見書(案)への要素】欄を読み上げ)

(委員長)

以上の箇所について、次回までにお気づきの点を事務局までメールでお願いしたい。

(事務局)

今日ご意見いただいたものは整理して入れていく。これまでの会議録については、調整がすんだものから順次確認願いたい。

(委員長)

本日は、これで終了する。次回は11月11日(月)午後3時からとする。

(16時28分 終了)

## 平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

章	基本施策			P
「快適で、安全・安心なまちづくり」～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立				
2	(5)	【防災体制の整備】	防災体制が整備されたまちにします	1
	(6)	【防犯、交通安全】	安全に暮らせるまちにします	6
「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～				
4	(3)	【商店街】	商店街が元気なまちにします	10
	(4)	【企業活動】	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	13
	(5)	【新たな産業】	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	16
	(6)	【雇用】	雇用が安定したまちにします	19
	(7)	【観光】	住んでよし、訪れてよしのまちにします	22
「ともに生き、支え合うまちづくり」～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～				
6	(1)	【地域コミュニティ】	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	27
	(2)	【市民活動】	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	32
	(3)	【人権】	お互いの人権を尊重しあうまちにします	35
	(4)	【男女平等参画推進】	男女がともに参画できるまちにします	38

## 平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 2 章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立
	(5)	防災体制が整備されたまちにします (総合計画 P86)

## 1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	企画政策部 広報課、市民部 防災防犯課、土木部 土木河川課、都市部 建築住宅課、都市部 開発審査課

## 2 現状と課題

## ○地域における災害への備え

大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力していくことにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要です。

個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要があります。

## ○防災体制の整備

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、災害時の応急・復旧対策を実施するために必要となる市の災害対策体制を継続的、計画的に進めていく必要があります。

## 3 基本方針

自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援や防災意識の啓発を通じて、地域における防災体制の充実を図ります。

また、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備を図ります。

## 4 施策

## ○防災に関する知識・意識の普及を図ります

防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や防災啓発センターなどを通じた啓発活動を行います。

## ○地域における災害への備えを支援します

災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。

## ○災害に備えた体制を整備します

防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。災害対策本部組織など、防災体制の整備を図ります。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
防災啓発センター来館者数	人	3,851人 (前年度より増)	↓	4,437人 (H23)
地震体験車利用人数 (館内)	人	145人 (前年度より増)	↓	2,123人 (H23)
自治会・町内会等の防災訓練実施回数	回	66回 (60回)	↑	79回 (H23)
自主防災組織の団体数 (組織率)	団体	88団体(50%) (新規5団体)	↑	81団体 (H23)
防災無線施設の整備率	箇所	102箇所(57%) (104箇所)	↓	99箇所 (H23)
防災井戸設置数 (総数)	箇所	41箇所 (39箇所)	↑	29箇所 (H23)
災害共済事業加入世帯数	世帯	3,553世帯 (3,500世帯)	↑	3,500世帯 (H23)
災害共済事業給付全件数	件	13件 (-)	↑	9件 (H23)
急傾斜地対策工事箇所数	箇所	15箇所 (13箇所)	↑	13箇所 (H23)

## 平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

防災啓発では、地震体験車の故障により防災啓発センターの来館者数は前年度を下回っていますが、各地域での自治会、自主防災組織等を中心とした防災訓練が活発に行われており、市職員を派遣し、防災講話や資機材の使用方法などの防災啓発を行いました。

災害体制整備では、職員の非常登庁訓練、防災資機材の入替、紙おむつや生理用品、粉ミルクなどの備蓄を行うとともに、市内外の事業・団体との災害時の協力協定の締結を行いました。

施設整備については、防災行政無線（同報系）のデジタル子局 3 基の新設、広域避難場所 12 箇所への防災井戸の新設並びにミレニアムセンター佐倉の防災井戸の改修などの整備を行いました。

また、東日本大震災以降、情報伝達の強化として、エリアメールや PHS 電話の導入、避難所配備携帯電話へのメール機能の追加、支部への自転車の配備とともに、防災ラジオを試験導入し、自治会や自主防災組織、関係機関へ配布を行いました。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置する場合に設置必要の助成を行いました。

急傾斜地の崩壊対策として千葉県により行われた工事、設計などの事業費の負担やがけ崩れ危険箇所を点検しました。

ハード・ソフトの両面から実施できるものから着手し、防災対策の強化に努めました。

総括として、基本施策につながる 9 つの成果指標をみると、6 つの成果指標（66.7%）が達成できました。また、未達成の 3 つの成果指標のうち、2 つの成果指標（防災啓発センター来館者数、地震体験車利用人数）が達成できなかったのは、地震体験車の故障によるものであり、平成 25 年 2 月に修理を完了しており、平成 25 年度は通常通り利用されています。

これらのことから、本基本施策としては、概ね順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している	概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している	その他			

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 7 今後の課題

災害時の情報伝達には被害の情報から避難所・ライフラインの復旧情報など、正確な情報をいち早く伝える必要がある。防災行政無線をはじめ、メール配信、緊急情報エリアメール、防災ラジオなど様々なツールを用い情報伝達手段の拡充を図る必要があります。

また主たる情報伝達施設である防災行政無線（同報系）は、現在市域の50%の整備状況であることから、引続き子局整備を図る必要がありますが、新スプリアス基準には適合しておらず、将来的（平成32～34年度まで）には市内子局スピーカー施設を全てデジタル化への移行が必要となります。

また、避難所、支部とともに一部庁用車に設置している防災行政無線（移動系）も同じくデジタル化への移行が必要となります。

### 8 今後の取組方向

（「概ね順調に進捗しています」から「順調に進捗しています」となるために）

災害時における情報をいち早く伝達することは、被害の軽減につながることから、市内への防災行政無線子局設置を引き続き整備するとともに、防災ラジオや災害時臨時FM局などの複数の情報伝達手段の構築を図ります。

防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化に向けた計画的な改修整備を図ります。

また、防災対策においては、自助・共助が基本であることから、市民一人一人の防災意識の高揚を図るため、防災啓発とともに自主防災組織などへの支援を引き続き行います。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置するよう引き続き啓発に努めていきます。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 9 事務事業の状況

事業名	H24事業費(決算)	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
防災啓発施設整備事業	9,249千円	669千円	9,918千円	207
防災訓練支援事業	673千円	7,586千円	8,259千円	208
防災啓発事業	557千円	1,891千円	2,448千円	209
自主防災組織支援事業	3,534千円	7,184千円	10,718千円	210
危険ブロック塀等転換助成事業	138千円	704千円	842千円	211
既存建築物耐震改修等支援事業	14,011千円	7,888千円	21,899千円	212
災害救援体制整備事業	46,015千円	3,659千円	49,674千円	213
防災資器材等管理事業	11,910千円	5,873千円	17,783千円	214
災害情報伝達事業	8,513千円	4,766千円	13,279千円	215
防災対策計画事業	9,463千円	5,624千円	15,087千円	216
臨時災害FM放送事業	9,830千円	0千円	9,830千円	217
防災施設整備事業	54,728千円	3,321千円	58,049千円	218
災害共済事業運営事業	187,573千円	61,879千円	1,602千円	219
河川維持管理事業	2,823千円	2,315千円	5,138千円	220
河川改修事業	3,100千円	160千円	3,260千円	221
勝田川(上志津原地区)改修事業	1,075千円	33千円	1,108千円	222
南部川改修事業	0千円	133千円	133千円	223
上小竹川改修事業	0千円	0千円	0千円	224
調整池維持管理事業	8,026千円	3,993千円	12,019千円	225
調整池改修事業	1,869千円	234千円	2,103千円	226
調整池整備事業	522千円	2,898千円	3,420千円	227
急傾斜地崩壊対策事業	0千円	1,779千円	1,779千円	228
宅地耐震化推進事業	0千円	266千円	266千円	229
災害対策本部移設事業	0千円	838千円	838千円	230
合計	186,036千円	61,814千円	249,452千円	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第2章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立
	(6)	安全に暮らせるまちにします（総合計画 P88）

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	市民部 防災防犯課、土木部・道路維持課

### 2 現状と課題

#### ○治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動

近年、自転車盗難、空き巣、車の部品ねらいなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が発生しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識の高揚とともに、地域での自主的な防犯活動の支援や関係機関との連携を図っていく必要があります。

#### ○交通事故件数と内容の変化

佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があります。

### 3 基本方針

犯罪の発生に歯止めをかけるため、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、市民による自主防犯活動を支援していきます。

また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します

### 4 施策

#### ○犯罪の防止を図ります

警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進します。

#### ○交通安全対策を推進します

交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
自主防犯活動団体数	団体	159 団体 (151 団体)	↑	152 団体 (H23) 148 団体 (H22)
市内刑法犯認知件数 (年)	件	1,631 件 (前年より減少)	↑	1,758 件 (H23) 2,133 件 (H22)
佐倉警察署管内の交通事故発生状況	件	582 件 (前年度より 減少)	↑	623 件 (H23) 667 件 (H22)
交通安全移動教室参加人数	回 人	33 回 2,712 人	↓	33 回 2,755 人 (H23)

## 平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

#### （防犯）

- ・ 自主防犯活動団体に防犯資器材（腕章・タスキ・拍子木・誘導等）の貸出を行いました。
- ・ 地域の防犯活動のリーダーとなる防犯指導員を対象に防犯研修会を実施しました。
- ・ 駅頭 2 か所で防犯キャンペーンを実施しました。
- ・ 佐倉警察署管内防犯組合連合会への負担金を交付するとともに、連携を図りました。
- ・ 市内 4 か所に街頭防犯カメラを設置しました。
- ・ 佐倉市暴力団排除対策協議会の設立など、暴力団排除の取組みを推進しました。
- ・ 犯罪発生の恐れがある空き家について、所有者等への適正管理を依頼しました。

#### （交通安全）

- ・ 交通安全対策協議会を開催しました。
- ・ 交通安全対策に関する警察等への要望を行いました。
- ・ 交通事故相談を行いました
- ・ 通学路横断旗、横断缶、ストップマーク等を作成しました。
- ・ 信号機及び規制表示設置に伴う道路交通量調査を委託し実施しました。
- ・ 交通安全移動教室を開催しました。
- ・ パンフレット、啓発用消耗品等を配布し、街頭啓発活動を実施しました。
- ・ 交通安全啓発看板を設置しました。

#### （総括）

本基本施策につながる成果指標をみると、4 つのうち 3 つの成果指標（75%）が達成できました。

交通安全対策基本法により、地方公共団体の責務として「交通の安全に関する知識の普及、及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずる」旨が規定されており、これまで長年、市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下、幅広い世代を対象に交通安全教育を推進してきた結果、長期的な交通事故発生件数の減少という一定の成果をあげていると判断します。

また、市内刑法犯認知件数も減少していることから、本基本施策は、順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している	●	概ね順調に進捗している		半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 7 今後の課題

- ・市内には251の自治会・町内会等があり、地域防犯活動に対する理解や取組みも様々です。その点を勘案し、研修会の内容等や支援方法を検討する必要があります。
- ・交通事故死傷者数は、長期的に減少傾向にあるものの、超高齢社会の進展に伴い、高齢者の死傷者数は増加傾向を示しており、また、自転車関連事故も増加の傾向にあります。

### 8 今後の取組方向

- ・犯罪抑止を図るため、引き続き事業を実施します。なお、より効果的な地域への支援方法・啓発事業を検討します。
- ・高齢者対象や自転車対象の交通安全教室を市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下開催し、交通事故の防止に努めます。

### 9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
地域防犯活動推進事業	6,899千円	14,235千円	21,134千円	231
交通安全対策事業	1,223千円	4,899千円	6,122千円	233
交通安全啓発事業	2,069千円	6,687千円	8,756千円	234
合計	9,090千円	25,821千円	36,012千円	

## 平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(3)	商店街が元気なまちにします (総合計画 P118)

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

### 2 現状と課題

#### ○個店の経営状況の悪化

本市の商業は、鉄道駅周辺を中心に発展してきましたが、近年のモータリゼーション（車社会化）の進展や消費者ニーズの多様化により、消費が近隣に立地する大型店舗や大都市へ流出し、市内個店が厳しい経営状況に置かれています。また、商店経営者の高齢化による休廃業などが増加しています。

#### ○商店街機能の衰退

個々の商店の集客力が低下することにより、地域住民の消費生活拠点であり、かつ地域コミュニティの核としての機能を担ってきた商店街が衰退し、一部市民の消費生活に支障が生じているだけでなく、今後、高齢者の利便性など、市民生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

### 3 基本方針

『佐倉市産業振興ビジョン』に基づき、事業者や商店会と連携して社会情勢の変化に対応した商業・サービス振興施策を推進します。

また、人が集まる魅力的な商店街活動を支援し、市内小売店の安定的かつ持続的な経営を支援します。

### 4 施策

#### ○魅力ある商業地を形成します

市民の消費生活、日常生活の利便性及び安全性を確保するため、人が集まる魅力的な商店街活動（来街者増加策、安全・安心な商店街環境の維持など）を支援します。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市内商店会数	商店会	17商店会 (17商店会)	↑	17商店会(H23)、17商店会(H22)
街路灯を管理する商店会数	商店会	15商店会 (15商店会)	↑	15商店会(H23)、15商店会(H22)
産業振興ビジョン進捗率	%	44.7% (50%以上)	—	70.9%(H23) ※着手率
ユーカーフェスタ入場者数	人	25,000人 (46,000人)	↓	52,000人(H23) 30,000人(H22)
白井ふるさとにぎわい祭入場者数	人	20,000人 (22,000人)	↓	24,000人(H23) 24,000人(H22)

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

市内で活動している商店会数は現状を維持しています。また、商店会等が行う数々の活性化事業が街中にぎわい推進事業等を活用して実施されるなど、元気な商店街づくりに取り組む商店会を支援することができました。

本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

### 7 今後の課題

商店会が管理する街路灯は、商店の営業のためだけでなく、地域住民の防犯・安全にも寄与するものであることから、今後も継続的に管理されていくことが求められていますが、商店会の組織率の低下等により、商店会員の負担が大きくなっています。

### 8 今後の取組方向

今後も、元気な商店街づくりに取り組む商店会の支援を行います。

### 9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H24 人件費	H24 合計	第2回改訂版頁数
地域通貨調査研究事業	0千円	0千円	0千円	368
街路灯等維持管理支援事業	2,990千円	536千円	3,526千円	369
市営駐車場維持管理事業	1,111千円	1,477千円	2,588千円	370
産業振興ビジョン推進事業	65千円	1,678千円	1,743千円	371
街中にぎわい推進事業	15,198千円	2,182千円	17,380千円	372
合計	19,364千円	5,873千円	25,237千円	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第4章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(4)	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします（総合計画 P119）

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

### 2 現状と課題

#### ○企業の連携による経済の総合的な発展

総合的な経済活性化を図るためには、地域経済を支える中小企業の発展が不可欠です。市内の中小企業が連携し、経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークをつくる必要があります。

#### ○中小企業の経営支援

中小企業は、地域資源や技術の活用、雇用の場の提供など、地域経済において欠かせない役割を果たしていますが、厳しい経済情勢の中で資金確保が困難な状況となっています。また、後継者の育成や新規事業の開拓などが課題となっています。

### 3 基本方針

商工業活性化を推進する商工業団体などの事業を支援します。

また、市内中小企業の経営安定を支援し、市内中小企業の育成、振興を図ります。

### 4 施策

#### ○企業の連携による地域経済の振興を図ります

経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークづくりなど、市内の企業が連携して行う取り組みを支援し、地域経済の活性化を図ります。

#### ○中小企業の経営安定を図ります

地域経済の重要な担い手である中小企業の企業経営安定化・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
佐倉工業団地連絡協議会会員数	社	61社 (63社)	↓	62社(H23)、63社(H22)
佐倉第三工業団地連絡協議会会員数	社	43社 (41社)	↑	39社(H23)、41社(H22)
佐倉市商工会議所加盟事務所数	件	1729件 (維持)	↓	1776件(H22)
保存された伝統工芸・技術の数	件	2件 (2件)	↑	2件(H23) 2件(H22)
佐倉市中小企業資金融資制度 利用企業件数・金額	件・ 金額	194件 9,554千円	↓	198件 10,869千円(H23)
産業まつり出店数	店	—		平成24年度は準備のみで開催なし
産業まつり来場者数	人	—		平成24年度は準備のみで開催なし

## 平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

<ul style="list-style-type: none"> <li>各団体へ適切に補助金を交付し、団体の活動（工業団地内の環境維持、改善や地域共生の観点からの諸活動（地域の清掃、見学研修））を支援しました。特に平成 23 年度から再開した第三工業団地連絡協議会の活動を支援しました。</li> <li>伝統的工芸品制作者 2 名に補助金を交付し、見学者の受け入れや出展等の事業を支援することにより、伝統的工芸品の普及を図りました。</li> <li>平成 23 年度（平成 24 年 3 月 17 日、18 日開催）に再開した産業まつり「佐倉モノづくり Festa」は、24 年度は開催時期・場所を見直す中で、開催を見合わせ、25 年度（5 月 18 日・19 日開催予定）の開催準備を行いました。</li> <li>本基本施策につながる 8 事業のうち、目標を達成できたのは 1 事業ですが、総体的にみると本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します 本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。</li> </ul>				
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗
一部進捗している		その他		

### 7 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所は、会員数が減少し組織率が低下しています。</li> <li>伝統的工芸品制作者の後継者不足により、近い将来にその技術・技法の消滅が懸念されるものもあります。</li> </ul>
--

### 8 今後の取組方向

--

### 9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
商業・工業団地育成事業	33,893 千円	2,853 千円	36,746 千円	373
市内商工業啓発事業	583 千円	2,146 千円	2,729 千円	374
工業団地案内看板環境整備事業	0 千円	0 千円	0 千円	375
伝統産業保存育成事業	300 千円	266 千円	566 千円	376
中小企業代位弁済損失補償事業	4,243 千円	604 千円	4,847 千円	377
中小企業支援事業	14,577 千円	8,122 千円	22,699 千円	378
技術の伝承・技能の向上への支援事業	0 千円	0 千円	0 千円	379
中小企業資金融資基金事業	0 千円	0 千円	0 千円	380
合計	53,596 千円	13,991 千円	67,587 千円	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第4章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(5)	企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します（総合計画 P120）

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

### 2 現状と課題

#### ○企業誘致のための環境整備が不十分

不景気による事業所数の減少は、地域経済の活力低下の一因となっており、地域の産業の衰退と、地域の雇用の減少にもつながっています。

企業誘致は、地域経済の活性化、雇用機会の確保及び拡大、税収の増加などの観点から有効ですが、近年の企業の製造拠点の海外移転や長期化する景気の低迷などにより、極めて厳しい状況下にあります。また、進出を希望する企業にとって、行政側の法規制や事務手続きが大変煩雑なものとなっています。

一方、新規の企業進出だけでなく、既存企業の流出を阻止し、業務拡大を促進する必要があります。

#### ○事務所数の減少、起業の重負担

事業所数の減少は市にとって大きな問題であり、新たな起業が求められていることから、新規起業希望者に対する経済的及び技術的な負担を軽減する必要があります。

### 3 基本方針

企業誘致促進のため、市外からの立地企業に対する支援や市の誘致体制整備を推進する一方で、市内既存企業の業務拡大に必要な支援を行います。

また、新しい事業の起業家に対して技術的かつ経済的な支援を行います。

### 4 施策

#### ○企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します

市内への企業進出を積極的に支援するため、企業誘致助成の拡充や、市庁内の誘致体制整備を推進します。また、市内既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援を行います。

#### ○起業を促進します

地域経済の活性化及び雇用の創出を促進するために、新しい事業の起業家に対して技術的、経済的支援を行います。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市内進出企業数	社	11社 (11社)	↑	9社(H23)、9社(H22)
進出企業における市内従業員数	人	363人 (-)	-	
起業支援事業助成件数	件	4件 (2件)	↑	1件(H23)
佐倉起業塾参加者数	人	10人 (10人)	↑	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

・市の企業誘致情報をPRする専用ホームページを設立しました。  
 ・企業誘致助成6件（企業立地促進助成金4社、地元雇用促進奨励金1社、賃貸型立地促進助成金1社）を行い、市への誘致・定着を推進しました。  
 ・企業誘致助成制度の拡充を行いました。（平成23年度）  
   ①助成対象を「新設のみ」から「既存企業の増設」まで拡大  
   ②地元雇用助成の助成額・助成期間を拡大  
 ・起業支援事業を創設、支援件数5件（23年度1件、24年度4件）  
 ・起業に関する市民講座「佐倉起業塾」を開催（全3回）し、10名の市民の参加を得ました。  
 ・創業資金融資制度について、平成25年度からの実施に向けて作業を進めました。  
 以上のことより、本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

### 7 今後の課題

・市内工業団地の用地はほぼ全て埋まっており、空きがなく、進出希望の問い合わせに対して、進出先の土地を紹介できない状況です。

### 8 今後の取組方向

・企業誘致については、既存企業の動向や土地の動向情報を調査・収集します。  
 ・起業支援については、事業啓発を行うことで支援実績の増加を目指します。また、新たな起業支援メニューとして、平成25年度から創業資金融資制度を開始します。

### 9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
企業誘致事業	136,858千円	6,210千円	143,068千円	381
優良事業拡大支援事業	0千円	0千円	0千円	382
起業支援事業	600千円	3,590千円	4,190千円	383
合計	137,458千円	9,800千円	147,258千円	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第4章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～	
	(6)	雇用が安定したまちにします	(総合計画 P122)

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

### 2 現状と課題

#### ○不安定な雇用環境

離職・失業者や学卒未就職者の増加が全国的な課題となっていることから、若年者層を中心とした人材育成や雇用対策を推進し、雇用の安定化を図る必要があります。

### 3 基本方針

国、県と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します。

### 4 施策

#### ○就業の促進、雇用の安定を図ります

雇用に関する情報提供や講座などを実施し、就業促進や職業能力向上を図り、雇用の安定化に努めます。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
中小企業退職金共済の新規加入者分掛金の補助金交付企業数・加入者数	社・人	34社・107人 (39社・117人)	↓	36社、125人(H23)、 43社、224人(H22)
佐倉共同高等職業訓練校修了人数	人	1人 (6人)	↓	6人(H23)、6人(H22)
地域職業相談室利用者数	人	20,259人 (21,223人)	↓	21,630人(H23) 21,223人(H22)
紹介率(企業紹介件数/相談件数)	%	28% (38%)	↓	28%(H23) 38%(H22)
新規求職者の就職率(就職件数/新規求職者数)	%	85% (47%)	↑	41%(H23) 47%(H22)
地域職業相談室利用者の就職件数	件	896人 (794人)	↑	754件(H23) 794件(H22)
就業促進セミナー参加者数	人	57人 (51人)	↑	45人(H23) 51人(H22)

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業退職金共済掛金補助事業 34社107名に対し、退職金掛金の一部を補助しました。</li> <li>・ 地域職業相談室運営事業 佐倉市地域職業相談室（ミレニアムセンター佐倉内）にて、20,071件の相談対応を行い、5,675件の職業紹介を行い、896件が就職に結びつきました。</li> <li>・ 特定求職者雇用促進事業 障害者雇用支援のため、雇用促進奨励金の交付を2件行いました。</li> <li>・ 職業能力向上支援事業 佐倉共同高等職業訓練校の運営を支援し、1人の技術者を育成しました。</li> <li>・ 就職希望者を対象とするセミナーを3回開催しました。</li> </ul>				
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗
一部進捗している		その他		

### 7 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定求職者雇用促進事業の障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金は、補助金の申請が制度創設以来少なく、抜本的な見直しが必要と思われます。</li> </ul>
---

### 8 今後の取組方向

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金について、見直しを行います。</li> </ul>
---

### 9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
中小企業退職金共済掛金補助事業	912千円	604千円	1,516千円	384
地域職業相談室運営事業	351千円	971千円	1,322千円	385
特定求職者雇用促進事業	335千円	435千円	770千円	386
職業能力向上支援事業	686千円	166千円	852千円	387
就業促進支援事業	93千円	0千円	93千円	388
合計	2,377千円	2,176千円	4,553千円	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第4章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(7)	住んでよし、訪れてよしのまちにします（総合計画 P123）

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

### 2 現状と課題

<p>○城下町としてのイメージ強化</p> <p>本市は、城下町としての歴史があり、近隣市町と比較して歴史的資産が豊富に残っています。しかしながら、それらの資産も十分に資本投入、活用がなされていません。</p> <p>城下町としての確固たるイメージづくりは、市外へのアピールとなるだけではなく、市民の精神的支柱にもなりえるため、早急に取り組む必要があります。</p>
<p>○ふるさと広場周辺の交通渋滞</p> <p>本市の代表的な観光拠点の1つである佐倉ふるさと広場の周辺は、イベント開催時に、交通渋滞が発生していることから、交通網や駐車場などのインフラ整備が必要です。</p>
<p>○町並みの不統一感</p> <p>佐倉地区（新町通り、武家屋敷通りなど）には歴史的資産が残っていますが、新しい建物なども多く混在し、町並みとしての連続性に欠けています。これらの歴史的資産を観光の核として活用するためには、佐倉地区の町並みを改善する必要があります。</p>
<p>○観光施設やイベントの積極的なPR</p> <p>テレビ・雑誌・インターネットなどを通じて利用者のニーズにあった効果的な情報発信を行い、観光施設やイベント等を積極的にPRする必要があります。</p>
<p>○観光施設間の回遊性の向上</p> <p>本市には、国立歴史民俗博物館や川村記念美術館などの集客力のある文化施設がありますが、単体で訪れる人が多く、滞在時間が短くなっています。観光客が効率よく施設間を周遊できるように環境を整備し、滞在時間を増加させる必要があります。</p>

### 3 基本方針

<p>本市を訪れる「交流人口」拡大を図るために、市内の魅力ある観光施設を適切に管理運営するとともに、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催します。</p> <p>また、佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用したシティセールスを行います。</p>
--

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 4 施策

#### ○観光拠点などを充実させます

観光施設整備を進め、魅力ある施設を創造します。また、観光施設間の回遊性を高め、滞留時間の増加を図ります。さらに、新たな観光資源を掘り起こし、観光客の増加を図ります。

#### ○観光行事を充実させます

観光の魅力の向上のために、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催していきます。また、新たなイベントについても、検討を行います。

#### ○人材や団体の育成を支援します

観光を地域の活性化や産業に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを行うため、観光協会や観光関連団体の育成支援を行い、連携して観光事業を推進します。また、観光の担い手に対して、研修や講座などを実施し、おもてなしの心を学ぶ機会を提供します。

#### ○市のPR及び観光情報の収集・提供を行います

佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用しシティセールスを行います。また、来訪者のさまざまなニーズに対応できるよう、インターネットを活用した情報発信や観光パンフレットの作成を行います。

## 平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
年間観光客入込数	人	1,358,432 人 (1,196,352 人)	↑	1,196,352 人 (H23) 1,423,384 人 (H22)
主要観光施設の来館者数	人	830,432 人 (808,352 人)	↑	808,352 人 (H23) 954,384 人 (H22) ※年
観光イベントの来場者数	人	528,000 人 (50,000 人)	↑	388,000 人 (H23) 469,000 人 (H22)
佐倉の観光に対する市民満足度	%	—%	—	
観光協会（京成佐倉駅前）における案内件数	件	12,136 件 (10,708 件)	↑	10,708 件 (H23) 12,506 件 (H22)
JR 佐倉駅前観光情報センター利用者数	人	15,736 人 (13,065 人)	↑	13,065 人 (H23) 15,008 人 (H22)
市観光ホームページアクセス件数	件	75,426 件 (50,000 件)	↑	※ホームページリニューアルのため、 H24 からカウント
年間撮影件数	件	30 件 (15 件)	↑	13 件 (H23)、11 件 (H22)

## 平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

<p>・観光施設の維持管理を行いました。</p> <p>①佐倉新町おはやし館管理運営業務：指定管理者に委託（平成 22～25 年度） （佐倉囃子（佐倉市指定無形文化財）の伝統啓発、山車人形の展示、観光情報の提供や郷土の文化、伝統行事、物産等の紹介）</p> <p>②飯野台観光施設（佐倉サンセットヒルズ）管理運営業務：指定管理者に委託（平成 20～23 年度） （オートキャンプ場、バーベキュー、テニスコート、野鳥の森）</p> <p>③佐倉ふるさと広場管理棟管理業務：佐倉市観光協会に委託（単年度） （ふるさと広場、サイクリングロード利用者の休憩施設）</p> <p>本基本施策につながる 9 事業のうち、7 事業が目標を達成したあるいは概ね目標を達成していることから本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。</p>				
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗
一部進捗している		その他		

### 7 今後の課題

<p>・城下町地区は、市施設だけではなく、民間所有の資産を活用した事業などを実施する必要があります。</p> <p>・印旛沼周辺は、親水性のある事業の実施と緑、花を活用した事業を実施する必要があります。</p> <p>・佐倉城址のさくら（旧称：市民さくらまつり）、時代まつりは、市が主体的に取り組むものへと変更しています。</p> <p>・やめたくてもやめられないイベントばかりです。少しでもよりよいイベントとなるように、工夫しながら、コスト削減を努力しながら取り組んでいきます。</p>
--

### 8 今後の取組方向

<p>・参加体験型の事業と毎回切り口をかえ、新鮮な事業を行うことによって、参加者の満足度を高め、1,000 人が 1 回ではなく、1 人が 1,000 回訪れるようなまちにしていきます。</p> <p>・イベントの目的やコンセプトを明確にし、イベントにかかわる人が共有しながら取り組んでいきます。</p>
--

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 9 事務事業の状況

事業名	H24事業費(決算)	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
観光施設維持管理事業	13,385千円	3,807千円	17,192千円	389
観光資源創出事業	200千円	388千円	588千円	390
緊急雇用創出事業(野鳥の森等整備事業)	0千円	0千円	0千円	391
観光施設整備事業	0千円	382千円	382千円	392
観光イベント事業	61,785千円	15,140千円	76,925千円	393
観光協会等支援事業	9,136千円	1,107千円	10,243千円	394
観光広報事業	2,839千円	1,717千円	4,556千円	395
観光情報発信事業	809千円	0千円	809千円	396
シティセールス事業	0千円	858千円	858千円	397
合計	88,154千円	23,399千円	111,553千円	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(1)	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします (総合計画 P148)

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

### 2 現状と課題

#### ○コミュニティ形成の促進

市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となります。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっています。

#### ○市民協働について

市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があります。

### 3 基本方針

市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。

また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 4 施策

<p>○まちづくりに対する市民の関心を高めます</p> <p>まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。</p>
<p>○地域のまちづくり活動の環境を整備します</p> <p>自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。</p>
<p>○市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います</p> <p>市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動に係る情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。</p>
<p>○地域コミュニティ活動への支援を行います</p> <p>地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。</p>
<p>○コミュニティの活動拠点を確保します</p> <p>各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。</p>

## 平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
地 縁 団 体 数	団体	251 団体 (247 団体)	↑	249 団体 (H23) 245 団体 (H22)
業務委託契約団体数	団体	251 団体 (250 団体)	↑	249 団体 (H23) 246 団体 (H22)
自治振興事業実施率	件	95.6% (地縁組織団 体の 95%)	↑	97.2% (H23) 95.9% (H22)
地区集会所支援実施率	%	100% (100%)	↑	33 回 2,755 人 (H23)
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	-	
市民協働事業実施事業数	事業	6 事業 (5 事業)	↓	4 事業 (H23) 4 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認証協議会数	団体	5 団体 (6 団体)	↑	5 団体 (H23) 4 団体 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
地域まちづくり事業実施事業数	事業	35 事業 (36 事業)	↓	32 事業 (H23) 24 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178 団体 (166 団体)	↑	166 団体 (H23) 158 団体 (H22)
市民協働推進講演会の参加者人数	人	216 人 (175 人)	↑	185 人 (H23) 175 人 (H22)

## 平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

まちづくりに対する市民の関心については、公益活動団体登録数などから順調に進捗していると判断します。

地域のまちづくり活動の状況については、地域まちづくり協議会の実施事業数や認知度などから概ね順調に進捗していると判断します。

地域コミュニティ活動への支援については、地縁団体が主体的に行う地域活動に対して支援を行うなど順調に進捗していると判断します。

コミュニティ活動拠点の確保については、自治会等からの要望に基づき地区集会所整備に関する補助を行うなど順調に進捗していると判断します。

本基本施策につながる 11 の成果指標のうち 9 の成果指標が目標達成できていることから概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

### 7 今後の課題

- ・集会所の老朽化に伴い、建替・修繕等の要望が増加しています。
- ・自治会・NPO・まちづくり協議会等が行う公益活動の活発化が必要です。
- ・市民の自治意識の醸成が必要です。

### 8 今後の取組方向

- ・新規開発等がある場合は、既存自治会への加入や新規自治会の設立支援を引き続き行ってまいります。
- ・地域の公益活動の充実を図るため、住民自治活動の拠点施設である集会所などの経費補助事業を引き続き行ってまいります。
- ・自治会・NPO等が行うまちづくり活動に対して引き続き支援を行ってまいります。
- ・地域のまちづくり活動をより盛んにするためにも、多くの市民の皆様にもまちづくりに対する関心をもっていただけるよう、効果的な広報等を行ってまいります。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 9 事務事業の状況

事業名	H24事業費(決算)	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
市民協働推進事業	375千円	3,357千円	3,732千円	525
市民協働事業	1,638千円	4,274千円	5,912千円	526
地域まちづくり協議会事業	3,902千円	1,817千円	5,719千円	528
市民憲章推進事業	1,509千円	3,262千円	4,771千円	529
自治会等活動推進事業	30,555千円	12,648千円	43,203千円	530
コミュニティ環境整備事業	13,550千円	4,532千円	18,082千円	531
合計	51,529千円	29,890千円	81,419千円	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(2)	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします (総合計画 P150)

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

### 2 現状と課題

<p>○市民の理解と参加促進</p> <p>多様化、複雑化する市民ニーズに対して行政がその全てに対応することは困難になっており、NPOやボランティアなどによる市民公益活動を促進し、新しい公共領域を形成していくことが課題となっていることから、市民公益活動に対する市民の関心を高め、参加促進する必要があります。</p>
<p>○自立した活動への支援</p> <p>NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動しやすい環境の整備や自立した活動となるための支援策が必要となります。</p>

### 3 基本方針

<p>福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。</p> <p>また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。</p>
---

### 4 施策

<p>○市民公益活動に対する市民の関心を高めます</p> <p>多様な分野での市民公益活動の需要の高まりに対して、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します</p>
<p>○市民公益活動を促進する環境を整えます</p> <p>本市の市民公益活動団体が活動を展開する上で抱える課題点について、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。</p>

### 5 成果指標

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

成果指標	単位	H24実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	—	
市民公益サポートセンターの利用人数	人	8,442人 (7,515人)	↑	7,861人(H23) 7,367人(H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178団体 (166団体)	↑	158団体(H22)

### 6 施策の総合評価

市民公益活動に対する市民の関心に関する指標は、今回の調査が初期値となるため、今後、目標値を設定し、次回の調査時にあらためて判断します。

市民公益活動を促進する環境整備については、市民公益活動サポートセンター利用者数及び市民公益活動団体数から、順調に進捗していると判断します。

本基本施策につながる3つの成果指標のうち、2つが達成できていることから、概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

### 7 今後の課題

- ・市民公益活動が市民にとってより身近なものとして感じることができるような啓発が必要です。
- ・市民公益活動団体の活動をより充実するとともに、継続して活動できるような支援が必要です。

### 8 今後の取組方向

- ・より多くの市民の皆様へ、市民公益活動に対する関心をもつことができるよう、他団体等と連携しながらより効果的な周知啓発を図ってまいります。
- ・市民公益活動を促進する施設・機能である市民公益活動サポートセンターと緊密な連携を図りながら効果的な団体支援を行ってまいります。

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
ボランティア活動等振興事業	514千円	6,195千円	6,709千円	533
市民公益活動サポートセンター 管理運営事業	14,568千円	1,992千円	16,560千円	534
合計	15,082千円	8,187千円	23,269千円	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(3)	お互いの人権を尊重しあうまちにします （総合計画 P152）

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、教育委員会事務局・指導課、教育委員会事務局・社会教育課

### 2 現状と課題

<p>○推進体制づくり</p> <p>人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。</p>
<p>○市民の人権意識の高揚</p> <p>偏見や差別を解消していくために、円滑かつ継続的に広く市民に向けて人権啓発を行う必要があります。そのため、より効果的な人権啓発の方法について研究していく必要があります。</p>
<p>○基本的人権の正しい知識</p> <p>市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。</p>

### 3 基本方針

<p>市民一人ひとりの認識が必要であることから、市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、人権推進活動団体の活動を支援します。また、多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。</p>
--

### 4 施策

<p>○人権施策に関する推進体制の充実を図ります</p> <p>市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援します。</p>
<p>○人権問題について考える機会を提供します</p> <p>多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります</p>
<p>○人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します</p> <p>基本的人権に関する正しい知識について学ぶ機会の充実を図ります。</p>

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
人権は何よりも尊重されなければならない と考える市民の割合	%	— (—)	—	
さくらヒューマントークへの参加者数	人	739 人 (600 人)	↓	703 人 (H23) 606 人 (H22)
人権を対象とした講座受講者数	人	148 人 (171 人)	↓	171 人 (H23)
地域交流施設の利用者数	人	1,647 人 (2,622 人)	↓	2,683 人 (H23) 2,622 人 (H22)

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民音楽ホールについて「さくらヒューマントーク」を開催し、739人の参加がありました。</li> <li>・学校や地域における人権教育に係る授業や行事に対する支援を行いました。</li> </ul> <p>本基本施策は、数値で判断することは難しい面もありますが、総体的に本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。</p>				
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗
一部進捗している		その他		

### 7 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民向けの啓発イベントは、講演会のテーマ、講師の知名度により集客数が大きく左右されてしまいます。</li> <li>・人権問題は日々変化するとともに複雑、多様化しており、常に現在の人権問題を把握し、周知する必要があります。</li> <li>・市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。</li> </ul>
--

### 8 今後の取組方向

<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの市民に、時代によって変化する人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図るために継続して事業を行います。</li> <li>・数値で判断することは難しいですが、児童生徒の人権に対する知識や意識がどのような環境においても生涯に渡って根付いていけるような教育を展開できるような支援を行っていきます。</li> </ul>
--

### 9 事務事業の状況

事業名	H24事業費(決算)	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
人権施策推進事業	1,750千円	3,860千円	5,610千円	536
(仮)人権推進資料センター設置事業	0千円	2,315千円	2,315千円	537
人権施策企画事業	0千円	3,055千円	3,055千円	538
人権啓発推進事業	2,544千円	4,698千円	7,242千円	539
中学校人権教育推進事業	0千円	636千円	636千円	540
人権教育推進事業	848千円	3,336千円	4,184千円	541
小学校人権教育推進事業	235千円	1,273千円	1,508千円	542
合計	5,377千円	19,173千円	24,550千円	

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(4)	男女がともに参画できるまちにします （総合計画 P154）

### 1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、健康こども部児童青少年課

### 2 現状と課題

<p>○男女平等意識の定着</p> <p>家庭や地域などではしきたりや慣習の中で、いまだに男女平等とは言えない状況があります。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。</p>
<p>○あらゆる場における男女平等参画の実現</p> <p>政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画はいまだ十分とはいえない状況にあります。これまで以上に社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるような環境を整備していく必要があります。</p>
<p>○男女平等参画推進センターの機能の充実</p> <p>男女平等参画推進の拠点施設として、市民にとって身近な施設となるように、センター機能や企画事業の充実を図る必要があります</p>
<p>○DV 対策の推進</p> <p>DV の相談対応件数は、年々増加傾向にあります。配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV 防止に向けた各種施策を展開する必要があります。</p>

### 3 基本方針

<p>市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るため、さまざまな啓発事業を実施するとともに、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。</p> <p>また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、男女平等参画推進センターの機能を充実します。</p>
---

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 4 施策

<p>○男女平等についての意識の啓発を図ります</p> <p>市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。</p>
<p>○男女が対等な立場で参画できる環境を整備します</p> <p>男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参加し、その個性や能力を発揮できるように環境整備をします</p>
<p>○男女平等参画推進センターの機能を充実します</p> <p>市民にとってより身近な男女平等参画推進拠点施設にするために、男女平等参画推進センター機能の充実を図ります</p>
<p>○DV 対策を推進します</p> <p>DV は、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。DVの防止に向け、各種施策を展開します。</p>

### 5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
さくらフェスタ参加者数	人	401 人 (450 人)	↓	322 人 (H23) 482 人 (H22)
男女平等参画社会の理念の普及	%	— (39.5%)	—	36.2% (H23)
男女平等参画推進センターの来館者数	人	38,958 人 (35,200 人)	↑	37,494 人 (H23) 43,048 人 (H22)
各種審議会・委員会等の女性委員比率	%	25.9% (35.0%)	↓	24.6% (H23) 24.8% (H22)

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 6 施策の総合評価

<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画に関する啓発事業「さくらフェスタ」を開催しました。</li> <li>・施策の進行状況について、審議会の評価と意見を事業担当課にフィードバックし、市民へ公表しました。</li> <li>・男女平等参画推進センターでは、市民のニーズにあった事業の実施や居心地いい空間づくりに努め、来館者が38,000人を超えました。</li> <li>・緊急を要する場合の一時保護支援の扶助をすることで、被害者の安全を確保し、その後の生活を支援する期間につなぐことが可能になります。関係機関との連携により、緊急一時避難の扶助費を使用することなく被害者の安全確保ができました。</li> </ul> <p>本基本施策につながるすべての成果指標において昨年度の実績値以上であること、また各種審議会・委員会等の女性委員比率は着実な上昇が目標達成へ繋がることから、男女平等参画社会の実現は意識的な部分が多く数値化が難しくはありますが、概ね順調に進捗しているものと判断します。</p>				
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗
一部進捗している		その他		

### 7 今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画意識の啓発に市民の理解・協力を得ながら啓発事業を実施していますが、協力者・参加者をいかに増やし意識の醸成につなげていくかが課題です。</li> <li>・推進センターは、施設設置から10年が経過しましたが、今後も市民全体へ認知度を高める必要があります。</li> <li>・各種審議会、委員会等の女性委員の登用について、目標比率の達成に向け進める必要があります。</li> <li>・関係機関との連携を強化することで、より安全確保することに努めます。</li> </ul>
--

### 8 今後の取組方向

<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発事業の参加者アンケートの結果から、啓発事業開催による効果を測定し、次回の事業に反映します。</li> <li>・推進センターの運営において、指定管理者のノウハウと自発性を活用し、市と指定管理者が対等の立場で互いのアイデアを出し合い、多くの市民が利用したいと思う施設、市民が参加したいと思う事業を開催します。</li> <li>・審議会委員等における女性委員の登用については、女性委員比率の向上に向け、関係部署への周知を図り、目標比率を示し、女性委員の登用への配慮を促します。</li> <li>・DV被害者の安全確保のため、事業の継続が必要です。</li> </ul>
--

## 平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

### 9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
男女平等参画啓発事業	512千円	5,068千円	5,580千円	543
男女平等参画推進事業	333千円	6,713千円	7,046千円	544
男女平等参画推進センター事業	21,222千円	3,357千円	24,579千円	546
D V 対 策 事 業	0千円	6,376千円	6,376千円	548
合計	15,082千円	8,187千円	23,269千円	

## 議論整理表

平成25年10月28日  
佐倉市行政評価懇話会資料

## 1 防災体制が整備されたまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○地域における災害への備え 大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力していくことにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要です。 個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要があります。	○防災に関する知識・意識の普及を図ります 防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や防災啓発センターなどを通じた啓発活動を行います。 ○地域における災害への備えを支援します 災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。	施策全体の視点	→防災対策は、市職員、市民全体で考える必要がある。一つの施策で完結する課題ではなく、全部局が担当という認識が必要。	【関係部署との連携】 ○防災対策に限らず、今回意見交換を行った市民協働、地域連携などはどの施策とも連携していくことが重要。特に防災対策は、市全体で一丸となって取り組むことが必要。 福祉部、土木部なども考えていくことが必要。	
		事業の視点	→災害時に職員は避難所へ向かうこととしているが、昼間に市職員等が市役所にいる場合に、道路が寸断するなど避難所にいけないことを想定しているか。自主防災組織や避難訓練は市の職員がいないという前提が必要 →市職員は市民等が避難所に避難してきた場合の体制をとることができるものの、避難所に来るまでは、自助、共助の考え方が必要	【避難所の初動体制】 ○市職員が避難所を開設するものという考えだけでは危険。市職員がいなくても自治会、自主防災組織など地域に住んでいる人が、避難誘導を行うなど、災害発生時には、自助、共助が最優先という意識や体制づくりが必要。	
意見書の作成にあたって必要な視点（防災）		事業の視点	→災害時の要支援者（障害者、高齢者、幼児等）の把握をしている必要がある。要支援者を支援が必要な程度区分などによって把握する必要がある。また、避難所に来るまでの支援方法と避難してからの対応方法など細かい支援体制を整えておくことが必要	【要支援者の把握】 ○要支援者の個々の状況を事前に把握することが必要。避難誘導だけではなく、避難所生活も考えておくことが必要。	
【分類区分】 ・基本施策全体に関する視点 ・活動指標、成果指標に関する視点 ・事業についての個別視点		事業の視点	→ 防災への取組など、佐倉市の先進事例、他市の先進事例などを防災訓練時などにお知らせしている。		
【意見書をまとめるにあたって（懇話会としての意見）】 →基本施策5「防災体制が整備されたまち」、第2章「安全・安心なまち」、総合計画の重点課題「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」になるために他に必要な取組があるか。何を見直す必要があるのか。 （市内の進んだ自治会、先進市の例など） →特に総合計画で位置づけている若い世代に選ばれるまちになるためには何をしたらいいのか →防災体制が整備されたまちをあらわす活動指標、成果指標はこのままでいいのか		事業の視点	→防災訓練に参加してこない人や、できない人（高齢者、要介護者など）にこそ、いざというときの支援や啓発が必要だが、周知啓発の手段が難しい。例えば、『こうほう佐倉』で特集号を組むことも必要。 →どこの住宅がどれくらい倒壊する可能性があるのかということも把握することが必要	【家庭での防災情報の常備】 ○市民が自宅に情報を常備できるよう、自宅周辺の危険箇所（土砂崩れ、水害）、災害が発生したときの対応方法、避難経路、避難所情報などがわかるようなパンフレットの配布等が必要ではないか。	

## 議論整理表

平成25年10月28日  
佐倉市行政評価懇話会資料

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
<p>○防災体制の整備</p> <p>災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があります。</p> <p>また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、災害時の応急・復旧対策を実施するために必要となる市の災害対策体制を継続的、計画的に進めていく必要があります。</p>	<p>○災害に備えた体制を整備します</p> <p>防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。災害対策本部組織など、防災体制の整備を図ります。</p>	<p>施策の視点</p>	<p>→ 災害対策本部は、風水害や地震等、災害発生時に設置し、今後の方向性などを検討しているが、平時はどのような機能を果たしているのか</p>	<p>【災害対策本部や避難所の早期設置】</p> <p>○地震など予測不能な災害の場合と異なり、風水害などある程度予測可能な災害の場合は、災害対策本部の早期設置がのぞましい。他市の今までの被害状況を参考にしながら、最悪のケースを想定した早めの対策を行ってはどうか。</p> <p>○風水害の場合、浸水被害などが発生してからの避難は難しい。（過剰といわれても）市民へ向け、避難所の設置、避難勧告等を早めにすることも必要</p>	
		<p>事業の視点</p>	<p>→緊急災害情報を聞いているのは何人か。風水害など悪天時には、防災無線も聞こえない場合が多いのではないか。効果を確認していくことが必要。より被害が少なくなるよう、情報伝達体制の整備など予防体制の強化を図ることが必要</p> <p>例えば、防災無線が聞こえない場合などは、防犯パトロール車のように巡回することができるような体制整備が必要</p> <p>→防災無線が市内を網羅するにはまだ整備が必要。メール、防災ラジオ等、災害時の伝達情報はひとつの手段に頼りすぎず、1つのシステムが稼動しない場合でも情報が伝達できるマルチな手段が必要。</p>	<p>【情報伝達体制の整備】</p> <p>○情報伝達体制の整備については、市民意識調査等を活用して、聞こえているかどうか、聞いているかどうかなどを把握し、効果的な情報伝達体制の整備に努めていくことが必要。</p> <p>○防災体制、情報伝達体制は、佐倉市はどのぐらいの水準なのか、どの程度充足しているのか、他市の状況と同一類似の指標などで比較して、広く市民に公表することも必要。</p>	
		<p>事業の視点</p>	<p>→防災無線は設置が増加したことで、意識するようになったという人とうるさいという人がいる。</p> <p>→家の中にいる人、外にいる人にも情報が届く方法が必要。</p> <p>→東日本大震災以前と比べて、自治会等で開催される防災訓練はより具体的で充実した内容となってきた。市民の防災への意識が高まってきたことから以前の啓発手法（起震車による人寄せ）などは、全体的に見直しをしてはどうか</p>	<p>【防災対策手段の見直し】</p> <p>○費用効果の高い防災対策を行っていくことが必要。</p>	
		<p>事業の視点</p>	<p>→災害に関する協定を締結しているが、締結することが目的ではなく、災害時にどう活用するかが必要。そういうネットワークを活用することも必要。</p>	<p>【防災ネットワークの活用】 災害応援協定は、災害時に重要な役割を担うこととなることから、地域防災計画に盛り込むなど広く市民に公表することも必要。</p>	

## 2 安全に暮らせるまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動 近年、自転車盗難、空き巣、車の部品ねらいなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が発生しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識の高揚とともに、地域での自主的な防犯活動の支援や関係機関との連携を図っていく必要があります。	○犯罪の防止を図ります 警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進します。	個別事業について	→ 空き家の課題について ・空き家の状況・・・防災防犯課への相談件数 66件 ・現状調査はどのような方法か・・・都市部で実施 ・空き家は自治会で把握していることが多い。 【調査内容】※委託 対象：市内全域 方法：住民基本台帳、課税データ等の活用 自治会長へ現状調査 一部の地域の現地調査 ⇒住生活基本計画策定につなげていく方向	【空き家に関する情報】 ○将来的に空き家活用方針等を策定するためには、住民基本台帳などのデータ整理、現地調査、建物所有者へのアンケート、ヒアリング調査などの空き家実態調査が重要。特に、防犯という観点でみると、空き家の件数だけでなく、対象物の区分（建て方、構造、階数）、建物の状況（外壁、窓ガラス、出入り口の状況）、敷地の状況（門扉、塀、雑草の状況）、危険度、周辺の状況（接道状況、募集の有無）など調査していくことが必要。	
意見書の作成にあたって必要な視点（防犯）					
【分類区分】 ・基本施策全体に関する視点 ・活動指標、成果指標に関する視点 ・事業についての個別視点					
【意見書をまとめるにあたって（懇話会としての意見）】 →基本施策6「安全に暮らせるまち（防犯体制の整備）」、第2章「安全・安心なまち」、総合計画の重点課題「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」になるために他に必要な取組があるか。何を見直す必要があるのか。 (市内の進んだ自治会、先進市の例など) →特に総合計画で位置づけている若い世代に選ばれるまちになるためには何をしたらよいのか →安全に暮らせるまちをあらわす活動指標、成果指標はこのままでいいのか					
			→防犯カメラについて ・市内の防犯カメラの台数・・・市設置は10台 (商店会などが補助金を活用して設置)		
			→警察との連携 ・防犯は警察との連携が欠かせない。 ・地域が直接、警察と連携をとることは難しい。		
		事業の視点	→防犯パトロール（青パト）の効果について検証が必要。 ・昼間の国道を青パトで走ることに防犯効果があるのか ・犯罪抑制効果ということであれば、夜間にパトロールするほうが効果があると思う。	○防犯パトロール未実施地区を地図上におとして状況を明確にし、防犯パトロールの空白地域の調査を実施するなど努めてはどうか	
○交通事故件数と内容の変化 佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があります。	○交通安全対策を推進します 交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。	指標	→ 犯罪の発生状況	○施策の状況を把握するには他市との比較による犯罪発生率などが指標として選択されるべきではないか	

## 議論整理表

## 3 商店街が元気なまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
<p>○個店の経営状況の悪化 本市の商業は、鉄道駅周辺を中心に発展してきましたが、近年のモータリゼーション（車社会化）の進展や消費者ニーズの多様化により、消費が近隣に立地する大型店舗や大都市へ流出し、市内個店が厳しい経営状況に置かれています。また、商店経営者の高齢化による休廃業などが増加しています。</p> <p>○商店街機能の衰退 個々の商店の集客力が低下することにより、地域住民の消費生活拠点であり、かつ地域コミュニティの核としての機能を担ってきた商店街が衰退し、一部市民の消費生活に支障が生じているだけでなく、今後、高齢者の利便性など、市民生活に大きな支障をきたす恐れがあります。</p>	<p>○魅力ある商業地を形成します 市民の消費生活、日常生活の利便性及び安全性を確保するため、人が集まる魅力的な商店街活動（来街者増加策、安全・安心な商店街環境の維持など）を支援します。</p>		<p>→ 現状、連合会5地区、17商店会が存在しているが、多いときは20以上の商店会があったことから、徐々に減少傾向である。</p> <p>→ 商工会議所と商店会は別組織。</p> <p>→ 個人事業種の事業者の場合、後継者がおらず廃業に至るケースが見受けられるが、実数を把握しているわけではない。市では空き店舗を貸出する場合などに補助金をだすなど、後継者不足が原因で商店などがなくならないように努めている。</p> <p>→ 地域コミュニティを担う商店会機能の低下が課題であることから、今後、少子化、高齢化が進む中で、商店会と自治会が連携した取り組みなど、新しい試みが必要。（街路灯のLED化と防犯がつながるなど）</p> <p>→ ふるさとにぎわいまつりやユーカーリフェスタなどのイベントを目的とするのではなく、イベントを手段として地域の活性化につながる方法も今後考えていくことが必要。</p> <p>→ 税金を使って商店会への補助などを行っていることから、（商店会が減っていくことで、）市民生活が不便にならないようにするという視点が必要。</p> <p>→ 個人商店の後継者が見つからない場合は、廃業するしかないことから、対応策として、商店会に加入したいと思う環境、個人商店が相談しやすい環境などが必要。</p> <p>→ 個人商店を目的に人が集まるケースは少ないことから、交流人口、来街者を増やしていく取組が必要。どこまで税金をつぎ込んでいくかということを考えていく必要がある。</p> <p>→ 商店会を結ぶバスを走らせたりすることも一つの方法</p>	<p>○街路灯の設置等への補助については必要であり、今後も継続していくべきであると考ええる。ただし、他の事業（防犯関係の事業等）との連携や統合が可能であれば、検討を進めてもよいのではないかと。</p>	
意見書の作成にあたって必要な視点（商店街）					
<p>【分類区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策全体に関する視点</li> <li>・活動指標、成果指標に関する視点</li> <li>・事業についての個別視点</li> </ul> <p>【意見書をまとめるにあたって（懇話会としての意見）】</p> <p>→ 基本施策3「商店街が元気なまちにします【商店街】」、第4章「明日へつながるまちづくり」、総合計画の重点課題「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」になるために他に必要な取組があるか。何を見直す必要があるのか。</p> <p>（市内の進んだ自治会、先進市の例など）</p> <p>→ 特に総合計画で位置づけている若い世代に選ばれるまちになるためには何をしたらよいのか</p> <p>→ 商店街が元気なまちをあらわす活動指標、成果指標はこのままでいいのか</p>					

## 議論整理表

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
			<p>→商店街で子どもが主体となったイベントを行っている（ミニさくら）ケースがある。子どもたちを取り込んでいく市民協働などの視点が商店の活性化につながらないか。</p> <p>→商店会は個人商店の集合体であり、活動には限界があるとともに、後継ぎがない場合は、活動が終了してしまう場合もある。例えば、貸店舗ができる商店は、貸店舗事業を行う。住居兼のところも所有者と切り離すことができれば活性化につながることもあるのではないか。</p>		

## 議論整理表

## 4 さまざまな企業の活動が盛んなまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○企業の連携による経済の総合的な発展 総合的な経済活性化を図るためには、地域経済を支える中小企業の発展が不可欠です。市内の中小企業が連携し、経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークをつくる必要があります。	○企業の連携による地域経済の振興を図ります 経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークづくりなど、市内の企業が連携して行う取り組みを支援し、地域経済の活性化を図ります。		→伝統工芸は、和弓はおみやげにしかありませんが、組紐は趣味の世界に広がっていく可能性がある。学校の授業に取り入れるなど、裾野を広げていくことが大量生産へつながることもある。		
○中小企業の経営支援 中小企業は、地域資源や技術の活用、雇用の場の提供など、地域経済において欠かせない役割を果たしていますが、厳しい経済情勢の中で資金確保が困難な状況となっています。 また、後継者の育成や新規事業の開拓などが課題となっています。	○中小企業の経営安定を図ります 地域経済の重要な担い手である中小企業の企業経営安定化・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。				
意見書の作成にあたって必要な視点（中小企業）					
<p><b>【分類区分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策全体に関する視点</li> <li>・活動指標、成果指標に関する視点</li> <li>・事業についての個別視点</li> </ul> <p><b>【意見書をまとめるにあたって（懇話会としての意見）】</b></p> <p>→基本施策4「さまざまな企業の活動が盛んなまちにします【中小企業】」、第4章「明日へつながるまちづくり」、総合計画の重点課題「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」になるために他に必要な取組があるか。何を見直す必要があるのか。 (他市との比較、先進市の事例など)</p> <p>→特に総合計画で位置づけている若い世代に選ばれるまちになるためには何をしたらよいか</p> <p>→企業活動が盛んなまちをあらわす活動指標、成果指標はこのままでいいのか</p>					

## 5 企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
<p>○企業誘致のための環境整備が不十分 不景気による事業所数の減少は、地域経済の活力低下の一因となっており、地域の産業の衰退と、地域の雇用の減少にもつながっています。</p> <p>企業誘致は、地域経済の活性化、雇用機会の確保及び拡大、税収の増加などの観点から有効ですが、近年の企業の製造拠点の海外移転や長期化する景気の低迷などにより、極めて厳しい状況下にあります。また、進出を希望する企業にとって、行政側の法規制や事務手続きが大変煩雑なものとなっています。</p> <p>一方、新規の企業進出だけでなく、既存企業の流出を阻止し、業務拡大を促進する必要があります。</p>			<p>→全国的には企業が誘致できずに、企業誘致用の土地が余っている状況にもかかわらず、佐倉市には新規企業が進出してきている。</p> <p>→佐倉が持っている魅力（圏央道の開通、成田空港など）をより効果的に周知していくことが必要。</p> <p>→企業誘致も、長期的に地域活性化をすすめるという視点や計画的な取組みが必要。</p> <p>→助成制度が新規に進出してくる企業のための優遇措置ととられないようにすることが必要。特に既存企業が特定の地域だけ優遇されていると思われるようにすることが必要。</p>	<p>○近隣市、圏央道周辺などの企業誘致状況、企業立地状況などを把握、分析を行い、企業にとって佐倉市に立地する魅力をあらためて認識していくことが必要。</p>	
<p>○事務所数の減少、起業の重負担 事業所数の減少は市にとって大きな問題であり、新たな起業が求められていることから、新規起業希望者に対する経済的及び技術的な負担を軽減する必要があります。</p>					
意見書の作成にあたって必要な視点（新たな産業）					
<p><b>【分類区分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策全体に関する視点</li> <li>・活動指標、成果指標に関する視点</li> <li>・事業についての個別視点</li> </ul> <p><b>【意見書をまとめるにあたって（懇話会としての意見）】</b></p> <p>→基本施策5「企業誘致の促進、既存企業の新たな展開の促進【新たな産業】」、第4章「明日へつながるまちづくり」、総合計画の重点課題「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」になるために他に必要な取組があるか。何を見直す必要があるのか。 (他市との比較、先進市の事例など)</p> <p>→特に総合計画で位置づけている若い世代に選ばれるまちになるためには何をしたらよいか</p> <p>→企業誘致推進や、既存企業の新たな展開が促進されていることをあらわす活動指標、成果指標はこのままでいいのか</p>					

## 議論整理表

## 6 雇用が安定したまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○不安定な雇用環境 離職・失業者や学卒未就職者の増加が全国的な課題となっていることから、若年者層を中心とした人材育成や雇用対策を推進し、雇用の安定化を図る必要があります。	○就業の促進、雇用の安定を図ります 雇用に関する情報提供や講座などを実施し、就業促進や職業能力向上を図り、雇用の安定化に努めます。				
意見書の作成にあたって必要な視点（雇用）					
<p><b>【分類区分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策全体に関する視点</li> <li>・活動指標、成果指標に関する視点</li> <li>・事業についての個別視点</li> </ul> <p><b>【意見書をまとめるにあたって（懇話会としての意見）】</b></p> <p>→基本施策6「雇用が安定したまちにします【雇用】」、第4章「明日へつながるまちづくり」、総合計画の重点課題「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」になるために他に必要な取組があるか。何を見直す必要があるのか。</p> <p>（他市との比較、先進市の事例など）</p> <p>→特に総合計画で位置づけている若い世代に選ばれるまちになるためには何をしたらよいか</p> <p>→雇用が安定したまちを表す活動指標、成果指標はこのままでいいのか</p>					

## 議論整理表

## 7 住んでよし、訪れてよしのまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
<p>○城下町としてのイメージ強化 本市は、城下町としての歴史があり、近隣市町と比較して歴史的資産が豊富に残っています。しかしながら、それらの資産も十分に資本投入、活用がなされていません。</p> <p>城下町としての確固たるイメージづくりは、市外へのアピールとなるだけでなく、市民の精神的支柱にもなりえるため、早急に取り組む必要があります。</p> <p>○ふるさと広場周辺の交通渋滞 本市の代表的な観光拠点の1つである佐倉ふるさと広場の周辺は、イベント開催時に、交通渋滞が発生していることから、交通網や駐車場などのインフラ整備が必要です。</p> <p>○町並みの不統一感 佐倉地区（新町通り、武家屋敷通りなど）には歴史的資産が残っていますが、新しい建物なども多く混在し、町並みとしての連続性に欠けています。これらの歴史的資産を観光の核として活用するためには、佐倉地区の町並みを改善する必要があります。</p> <p>○観光施設やイベントの積極的なPR テレビ・雑誌・インターネットなどを通じて利用者のニーズにあった効果的な情報発信を行い、観光施設やイベント等を積極的にPRする必要があります。</p>	<p>○観光拠点などを充実させます 観光施設整備を進め、魅力ある施設を創造します。また、観光施設間の回遊性を高め、滞在時間の増加を図ります。さらに、新たな観光資源を掘り起こし、観光客の増加を図ります。</p> <p>○観光行事を充実させます 観光の魅力の向上のために、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催していきます。また、新たなイベントについても、検討を行います。</p> <p>○人材や団体の育成を支援します 観光を地域の活性化や産業に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを行うため、観光協会や観光関連団体の育成支援を行い、連携して観光事業を推進します。また、観光の担い手に対して、研修や講座などを実施し、おもてなしの心を学ぶ機会を提供します</p> <p>○市のPR及び観光情報の収集・提供を行います 佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用しシティセールスを行います。また、来訪者のさまざまなニーズに対応できるよう、インターネットを活用した情報発信や観光パンフレットの作成を行います。</p>		<p>→住民の視点と観光客の視点は違う。また観光客でも市外、県外、国外によって、それぞれに適した異なる視点で佐倉市の魅力をPRする必要がある。</p> <p>→観光の核となる拠点の整備が必要。ただし、市の直営は難しく民間の参入が望ましい。</p> <p>→印旛沼周辺地域の活性化を図るとしても、核となる印旛沼の水質が悪い状況である。</p> <p>→観光イベントだけではなく、地域に経済効果がでるような取組が必要。イベント当日はコンビニや飲食施設が混雑している実態からも、常時人がくる仕掛けが必要。</p> <p>→観光の楽しみには何かお土産を持ち帰るということもある。佐倉の観光施策、イベント企画でその視点はあるか。房総ではカーベラの花を1本30円で持ち帰ることができ、千葉県人の利用が多い。（白子温泉）</p> <p>→城級グルメの開催など、観光客の増加に間接的につながる事業にも取り組んでいる。</p> <p>→滞在型の観光客が必要。（11の旅館・ホテルがある）</p> <p>→一つの市で滞在型プランを企画することは難しい。観光の広域連携などもすすめていくことが必要ではないか。</p> <p>→JR 東日本による「駅からハイキング」で佐倉の利用客が近隣で最も多かった。（歩くことも目的のひとつなら距離があっても楽しめる）</p> <p>→観光拠点と観光拠点の間の道に個人宅がある。他市事例で、個人宅で宝物が展示されていることがある。（湯布院）</p> <p>→個々の観光拠点単体では魅力が弱くても、線をつなげると魅力となると思う。また、子どもたちの足では、徒歩での回遊は難しく、バスを活用するしかない状況である。</p>		

議論整理表

<p>○観光施設間の回遊性の向上 本市には、国立歴史民俗博物館や川村記念美術館などの集客力のある文化施設がありますが、単体で訪れる人が多く、滞在時間が短くなっています。観光客が効率よく施設間を周遊できるように環境を整備し、滞在時間を増加させる必要があります。</p>			<p>→大型バスが入れないのなら、小型バスに乗り換えて観光をする考えも必要。タクシーが観光案内をするという手もあるか。 →道がせまいというまちの特徴が、欠点ではなく城下町の特徴、魅力にならないか（京都の碁盤の目） →観光のまちとなるためには、佐倉市民全体が佐倉は歴史のまちとの認識が必要。地区によって温度差があるかなどを調査してみることが必要ではないか。</p>		
<p>意見書の作成にあたって必要な視点（観光）</p>					
<p><b>【分類区分】</b> ・基本施策全体に関する視点 ・活動指標、成果指標に関する視点 ・事業についての個別視点 <b>【意見書をまとめるにあたって（懇話会としての意見）】</b> →基本施策7「住んでよし、訪れてよしのまちにします【観光】」、第4章「明日へつながるまちづくり」、総合計画の重点課題「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」になるために他に必要な取組があるか。何を 見直す必要があるのか。 （他市との比較、先進市の事例など） →特に総合計画で位置づけている若い世代に選ばれるまちになるためには何を したらよいか →住んでよし、訪れてよしのまちを表す活動指標、成果指標はこのままでいい のか</p>			<p>→ユーカリが丘などの街並みが観光拠点となっている場合もある。 →佐倉順天堂記念館や旧堀田邸などはフィルムコミッションなどでも活用できるが、ボランティアガイドなど市民の人が活躍することが、まち全体が観光客の取り込みに力を注ぐということにつながる。</p>		

## 議論整理表

## 8 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
<p>○コミュニティ形成の促進</p> <p>市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となります。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっています。</p>	<p>○地域のまちづくり活動の環境を整備します</p> <p>自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。</p>		<p>→登録団体の活動分野は保健医療、福祉の増進関係が多い。ほとんどは100名以下の団体。年齢構成は把握していないが、60歳以上が多い。</p> <p>→広報活動は、ちらしの配布、地域新聞への掲載、ホームページの作成。市民公益活動団体のホームページを作成している。</p> <p>→子どもの活動自体を団体の活動目的としているケースもあり、子どもたちが主体的にかかわっている。</p>	<p>【活動実態の把握】</p> <p>今後の施策を検討するにあたって、市内活動団体の実情、活動実態の把握が必要。</p> <p>【指標】</p> <p>登録団体数のほかにも地域のまちづくり活動が盛んかどうかを判断しうる指標を他市との比較により目標設定してはどうか。 (自治体加入率)</p>	
意見書の作成にあたって必要な視点（地域コミュニティ）					
<p>【分類区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策全体に関する視点</li> <li>・活動指標、成果指標に関する視点</li> <li>・事業についての個別視点</li> </ul> <p>【意見書をまとめるにあたって（懇話会としての意見）】</p> <p>→基本施策3「地域のまちづくり活動が盛んなまちにします【地域コミュニティ】」、第6章「ともに生き、支え合うまちづくり」、総合計画の重点課題「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」になるために他に必要な取組があるか。何を見直す必要があるのか。 (市内の進んだ自治会、先進市の例など)</p> <p>→特に総合計画で位置づけている若い世代に選ばれるまちになるためには何をしたらよいか</p> <p>→地域のまちづくり活動が盛んなまちをあらわす活動指標、成果指標はこのままでいいのか</p>					

## 議論整理表

平成25年10月28日  
佐倉市行政評価懇話会資料

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
	<p>○市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動に係る情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。</p> <p>○地域コミュニティ活動への支援を行います 地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。</p> <p>○コミュニティの活動拠点を確保します 各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保に努めます</p>				
<p>○市民協働について 市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があります。</p>	<p>○まちづくりに対する市民の関心を高めます まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。</p>				

## 9 ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○市民の理解と参加促進 多様化、複雑化する市民ニーズに対して行政がその全てに対応することは困難になっており、NPOやボランティアなどによる市民公益活動を促進し、新しい公共領域を形成していくことが課題となっていることから、市民公益活動に対する市民の関心を高め、参加促進する必要があります。	○市民公益活動に対する市民の関心を高めます 多様な分野での市民公益活動の需要の高まりに対して、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します		→市民活動、人権、男女平等の共通点はすべての施策、事業に関係がある横串をさすという役目があるが、同じ所属であることのメリットが感じられない。  →まちづくり協議会は、地区代表者会議などで、設立に向けた説明を行っている。	○まちづくり協議会の設立に向けた取組も大切だが、まちづくり協議会が団体としてより自立性を高め、協働で事業を実施できる方法を検討するなどまちづくり協議会が継続し続けることができるよう努める必要がある。	
○自立した活動への支援 NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動しやすい環境の整備や自立した活動となるための支援策が必要となります。	○市民公益活動を促進する環境を整えます 本市の市民公益活動団体が活動を展開する上で抱える課題点について、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。		→自治会、町内会は市内に251団体ある。市は自治会が地区の状況をどれくらい把握しているかまではわからない。ただ、空き家情報などは建築住宅課が自治会にアンケートを実施するなど、テーマによっては把握している場合もある。 →活動状況は、自治会が補助金交付申請の際に、計画書・前年度実績報告を提出している関係から、おおむね把握している。活発な活動をしている自治会は市民協働情報誌「まちづくりしよ！」で取り上げ、情報の発信に努めている。 →構成員の年齢構成まで把握していないため、若い世代の加入率などは不明。自治会の年齢構成により参加状況には幅があると思われる。 →自治会が子ども会を助成金などでサポートしている例は見受けられる。 →若い世代が加入したいと思う取組が必要となると思われる。（ボランティア体験） →特徴のある事例だけではなく、自治会に共通な悩み、課題を取り上げてみることも必要な情報提供と思われる。	【若い世代の参加促進】 ○活発化している自治会だけではなく、テーマごとに自治会の状況を把握し、情報提供を行うことで、自治体活動全体の底上げにつながる。特に、若い世代、特に30代、40代のファミリー層に選ばれるまちになるためには、地域ごとの年齢構成、地域活動への参加状況などを把握し、積極的な取組みを行っている自治会、他市の例も含めて、情報提供をすすめ、若い世代が自治会に加入したいと思うような取組を推進する必要がある。 ○ボランティアやNPOが盛んなまちにしますという施策推進のために、小中学校生が主体的に関われるような参加メニューや、体験プランなどがあるとよいのではないかと。	
意見書の作成にあたって必要な視点（市民活動）					
<b>【分類区分】</b> ・基本施策全体に関する視点 ・活動指標、成果指標に関する視点 ・事業についての個別視点  <b>【意見書をまとめるにあたって（懇話会としての意見）】</b> →基本施策3「ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします【市民活動】」、第6章「ともに生き、支え合うまちづくり」、総合計画の重点課題「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」になるために他に必要な取組があるか。何を見直す必要があるのか。 （市内の進んだ自治会、先進市の例など） →特に総合計画で位置づけている若い世代に選ばれるまちになるためには何をしたらよいか →ボランティア・NPO活動が盛んなまちをあらわす活動指標、成果指標はこのままでいいのか					

## 議論整理表

平成25年10月28日  
佐倉市行政評価懇話会資料

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
			→市民カレッジは単なる学習の場になっていないか。より実践活動につながる仕掛けが必要ではないか。		
			→市民協働事業などは、設立時(スタートアップ時)の補助金、ステップアップ時の補助金、事業への支援など分けて考えてはどうか	<p><b>【市民協働事業】</b></p> <p>○地域活動、市民活動への支援にあたっては、各々の所属が支援方法を考えるのではなく、市全体として支援方針を考え、それに基づいて推進を図っていく必要がある。</p> <p>佐倉市の市民協働の状況を他市との比較などにより分析し、スタートアップ時、ステップアップ時への支援方法を分けて支援するなど、より協働が促進されるメニューを検討してはどうか。</p>	

## 平成25年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール

日 時 (予定)	回数	内 容 (予定)
7月31日 (水) (午後3時00分～) 議会棟第1委員会室	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度行政評価の報告</li> <li>平成25年度の行政評価について (行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択)</li> <li>意見交換</li> </ul>
8月26日 (月) (10時00分～) 議会棟第4委員会室	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象基本施策についての企画担当説明 (必要に応じて現場確認)</li> <li>意見交換について</li> </ul>
9月24日 (火) (17時00分～) 社会福祉センター3階	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>部局との意見交換 (防災防犯課所管施策)</li> </ul>
10月1日 (火) (17時00分～) 1号館6階会議室	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>部局との意見交換 (自治人権推進課所管施策)</li> </ul>
10月15日 (火) (15時00分～) 社会福祉センター 地下研修室	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>部局との意見交換 (産業振興課所管施策)</li> </ul>
10月28日 (月) (13:30～) 1号館3階会議室	第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換内容の確認</li> <li>行政評価に関する全体的な意見について</li> </ul>
11月11日 (月) 予定 (15時00分～) 1号館3階会議室	第7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見書のとりまとめ</li> </ul>
11月下旬～12月	第8回	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見書のとりまとめ</li> </ul>
12月下旬	第9回	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見書提出</li> </ul>